

港区エリアマネジメントガイドラインの 素案を決定しました

令和5年12月21日 区長記者発表



区では、平成29(2017)年3月に改定した「港区まちづくりマスタープラン」に基づき、地域の魅力・価値の継続的な向上に資するエリアマネジメント活動を推進

エリアマネジメント活動 とは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、 住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと

期待される効果

- ●良好な地域環境・景観の維持・向上
- ●地域へのにぎわいの波及、経済活動の活発化
- ●資産価値の維持・向上
- ●地域の安全・安心の向上
- ●地域コミュニティの醸成、地域の担い手の育成
- ●新たな価値の創出と多様な暮らし方・働き方への対応







エリアマネジメント団体(主に企業)による公共的空間(**公開空地**、道路、公園等)の活用ニーズがある一方・・・

公開空地

建物の敷地内に設けられた、 誰もが自由に出入りできる空間 建物や敷地等の規模に応じて、 東京都または区が都市計画等で 決定する

都決定の公開空地 利活用が可能

「東京のしゃれた街並み づくり推進条例」に基づき

区決定の公開空地利活用が不可能

ルールや明確な 基準等がないため



▲竹芝エリアマネジメントの道路利活用事例

公共的空間の利活用に関する基準や留意事項などを示す「港区エリアマネジメントガイドライン」の素案を決定

港区は公開空地が23区内で最も多く、これらの活用でさらなるまちのにぎわい創出が期待される!

令和5年11月、「港区エリアマネジメント連絡会」を開催し、 区内でエリアマネジメント活動を行う15社が参加



港区エリアマネジメントガイドライン(素案)

令和6年1月~2月 パブリックコメント募集 令和6年3月 策定(予定)

エリアマネジメント活動の将来像

みなとシビックプライド(地域への愛着)の醸成 -地域の様々な担い手が繋がり、愛着を育む魅力ある都市空間-

目標 1

公共的空間の積極的な利活用によるにぎわいの創出



例 アークヒルズのヒルズマルシェ

目標 2

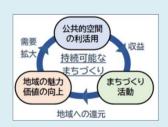
町会、商店会、住民などの地域との繋がりの強化



例 高輪地区まつり

目標3

持続可能なまちづくり



地域への還元イメージ



港区エリアマネジメント活動認定制度

23区初!

一定の基準を満たした活動を区が認定することにより、エリアマネジメント活動 主体が公共的空間(公開空地、道路・公園等)を活用できる制度を新たに創設

認定を受けるメリット

- 公共的空間の利活用が可能
- ► エリアマネジメント活動のPR及び 知名度の向上

(例)イベントの開催やそれに伴うキッチンカー、テーブル等の設置の許可など







ガイドラインを策定して適切に運用することで、公共的空間を 活用したにぎわい活動の創出や多様な活動による地域コミュニティ の醸成等を促し、**継続的な地域の魅力・価値の向上**を図ります